告示

○法務省告示第三百五十八号

北海道紋別郡滝上町役場保存の次の除籍が滅失した。

平成二十四年八月三十一日

法務大臣　滝　実

北海道紋別郡滝上町字滝ノ上千二百六十一番地

阿部　金仁

○財務省告示第二百八十四号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十四年度の初日から平成二十四年七月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十四年八月三十一日

財務大臣　安住　淳

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の